

仕様書

1 件名

令和8年度大阪市淀川区保健福祉センター事業用白衣等洗濯業務委託（概算契約）

2 概要

受注者は、大阪市淀川区保健福祉センターにおいて使用した白衣等の洗濯業務を行うものとし、業務については、厚生労働省に定める衛生基準、法令等を遵守し、適切な業務を行うこととする。

3 洗濯品目

洗濯品目については次のとおりとする。

- (1) 白衣
- (2) タオル
- (3) バスタオル
- (4) キルティングマット<1.9m×1.9m>※中綿はポリエステル100%
- (5) 毛布

4 業務内容

- (1) 受注者は1週間に1度（定例の曜日）回収し、使用済みの洗濯品目の洗濯を行い、回収日に回収した洗濯品目を次の回収日に納入すること。
3月分については、3月31日までに納品できるものまでとする。
- (2) 納入時間については、午前中とする。
- (3) 回収及び納入場所については、発注者の指定する場所とする。
- (4) 納品時には、洗濯品目ごとに透明なビニール袋に入れるかまたは、ひもで束にすること。

5 回収及び納入場所

大阪市淀川区保健福祉センター（淀川区役所2階）
大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

6 再洗濯

納入の段階において洗濯品目の汚れが落ちていないものについては、再度洗濯を行うものとする。なお、その場合の費用は受注者の負担とする。

7 紛失・破損

洗濯対象物の紛失は実費弁償とする。なお、受注者の責により破損のあった洗濯品目について、発注者から修繕の申し出があったものについては、受注者が修繕し費用を負担するものとする。また、修繕が不可能な場合は実費弁償とする。

8 所要経費の負担区分

回収、納入に必要な自動車、台車、袋等、また、洗濯に必要な器材及び洗剤、薬品などの消耗品等並びに種類作成等に要する経費はすべて受注者の負担とする。

9 洗濯予定枚数

次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 白衣 | 130 枚 |
| (2) タオル | 230 枚 |
| (3) バスタオル | 330 枚 |
| (4) キルティングマット | 24 枚 |
| (5) 毛布 | 6 枚 |

10 履行期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

11 再委託に関する事項

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 令和8年度大阪市淀川区保健福祉センター事業用白衣等洗濯業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 その他

- (1) 洗濯予定枚数は、概数を示したものであるため、受注者はあらかじめ枚数の増減が生じることを承知すること。
- (2) 契約金額の確定は履行期間内の実洗濯枚数に契約時の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。契約当初においては概算で契約するが、後日、契約金額を確定するものとする。
- (3) 受注者は、業務を完了したときは、速やかに「業務完了届（別紙1）」を発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、当該業務の履行完了前に、出来高部分に相当する業務委託料相当額について部分払いを請求することができる。請求にあたっては、中間出来高報告書（別紙2）を提出し、発注者の検査に合格すること。ただし、この請求は月1回を越えることができない。
- (5) 洗濯品目に記載のないもの及びどの種類に該当するか疑義のあるものについては、発注者と受注者で協議のうえ洗濯を行うか否かを決定する。
- (6) 見積書の提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (7) 契約の締結は、本案件にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結を行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

次のとおり届出します。

契 約 番 号	大淀総 第 号
事 業 名 称	令和8年度大阪市淀川区保健福祉センター事業用白衣等洗濯 業務委託（概算契約）
履 行 場 所 （ 納 入 場 所 ）	大阪市淀川区保健福祉センター 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
業 務 完 了 日	令和 年 月 日
委 託 期 限	令和 年 月 日
検 査(本市記入欄)	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所健康推進担当課長 印

中間出来高報告書

令和 年 月 日

淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

次のとおり報告します。

契約番号	大淀総 第 号	
事業名称	令和8年度大阪市淀川区保健福祉センター事業用白衣等洗濯業務委託（概算契約）	
履行場所 （納入場所）	大阪市淀川区保健福祉センター 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	
出来高基準年月日	令和 年 月 日（令和 年 月分）	
履行枚数		
内訳	白衣	枚
	タオル	枚
	バスタオル	枚
	キルティングマット	枚
	毛布	枚
検査(本市記入欄)	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所 健康推進担当課長	

印

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。